

都市における建築物及びその敷地の 緑化マニュアル

令和8年8月
兵庫県

目 次

I	はじめに	1
II	都市における建築物及びその敷地の緑化の概要	2
第1	用語の意味	2
第2	緑化基準	4
第3	緑化計画届	7
III	緑化基準の取扱い	10
第1	建築物の緑化	10
第2	建築物の敷地の緑化	12
第3	みなし緑地（緑地とみなして緑地の面積に算入することができる面積）	13
第4	緑化が困難な特段の理由がある場合の取扱い	14
IV	おわりに	16

I はじめに

緑地は、環境の保全や防災性の向上、景観の形成など多様な機能を有し、健康的で文化的な生活に欠くことのできないものです。しかしながら、温暖化など地球的規模の環境問題が深刻化する中、都市部においては、ヒートアイランド現象や大気環境の悪化が進むなど身近な環境問題も顕在化しています。緑化できる土地が限られた都市部においては、その改善に向けて総合的な緑化の推進を図ることが求められています。

兵庫県では、ヒートアイランド現象をはじめとする都市部の環境問題の改善に向けて、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）第118条の2の規定により、市街化区域内（神戸市域は除く。）で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務付け、都市部における緑化を推進しています。

このマニュアルは、条例に基づく緑化計画届の手續や、建築物及びその敷地の緑化に関する基準に関して留意すべき事項について、解説したものです。

Ⅱ 都市における建築物及びその敷地の緑化の概要

第1 用語の意味

本マニュアルで使用する用語の意味は、次のとおりです。

1 植栽基盤	植栽基盤とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される地盤等をいいます。 建築物の緑化において、可動式の植栽基盤（プランター等）は100リットル以上のものに限ります。 建築物の敷地の緑化における植栽基盤は、10㎡を超える区画されたもの又はこれと同等と認められるものに限ります。
2 屋上	屋上とは、建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいいます。
3 屋上の面積	屋上の面積とは、屋上のうち、空気調節機器等の建築物の管理に必要な施設の設置のために、緑化が困難な部分を除いた面積とします。
4 壁面	壁面とは、建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいいます。
5 ベランダ等	ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできるベランダやルーフバルコニー等の部分をいいます。
6 緑化	緑化とは、植栽基盤を高木、低木、竹又は芝その他の地被植物で被うことをいいます。
7 地被植物	地被植物とは、低小の草本類及び木本類で、地表を被って生育する植物をいいます。
8 建築物の新築・増築・改築	（1）建築物の新築 建築物を基礎から建築する次の場合をいいます。 ①更地に建築物を建設すること。 ②建築物のある敷地内に別棟の建築物を建設すること。 ③既存の建築物を撤去し、改めて建築物を建設すること。 （2）建築物の増築 既存の建築物の延べ面積を増加させることをいいます。なお、既存建築物と渡り廊下等で連結される場合も、新たな建築物は増築と取り扱います。 （3）建築物の改築 既存の建築物を撤去し、同用途、同規模の建築物を改めて建設することをいいます。

9 空地面積	敷地面積から当該敷地面積に法定建蔽率（建築基準法第53条の規定により定められたもの）を乗じて得た面積を控除した面積をいいます。
10 義務緑化面積	緑化基準により定められた必要な緑地の面積の下限をいいます。
11 緑被面積	建築物の屋上、壁面、ベランダ等のうち、樹木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われている部分の面積をいいます。
12 高木	植栽時の樹高がおおむね1 m 以上で、成木時の樹高がおおむね3 m 以上の樹木をいいます。
13 低木	高木以外の樹木をいいます。
14 住宅	延べ面積の過半を住宅用途が占める建築物をいいます。住宅用途には、戸建て住宅、共同住宅、長屋建て住宅のほか、寄宿舍、下宿を含みます。
15 二酸化炭素排出抑制に資する建築物	二酸化炭素排出抑制に資する建築物とは次のものをいいます。 （１）ZEB 水準の建築物 ①ZEB、②Nearly ZEB、③ZEB Ready、④ZEB Oriented ただし、第三者機関※により認証されたものに限りします。 （２）ZEH 水準の建築物 ①ZEH、②ZEH+、③Nearly ZEH、④Nearly ZEH+、⑤ZEH Oriented、⑥ZEH-M、⑦Nearly ZEH-M、⑧ZEH-M Ready、⑨ZEH-M Oriented ただし、第三者機関※に認証されたものに限りします。 （３）木造建築物 柱や骨組みなどの主要構造部に木材を使った建築物をいいます。 ただし、混構造建築物は除きます。 ※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第5号に規定する所管行政庁又は同法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
16 二酸化炭素排出抑制に資する設備	電気自動車充電設備や風力発電設備など、建築物の敷地内に設置する二酸化炭素排出抑制に資する設備をいいます。 ただし、建築物内に設置される場合を除きます。

※ 本マニュアルにおいて使用する用語で、本マニュアルに定義のないものについては、建築基準法その他関係法令に定めるところによる。

第2 緑化基準

市街化区域内（市条例が適用される神戸市を除く。）の建築物の所有者・管理者は、以下の緑化基準に従い、当該建築物等を緑化しなければなりません。

加えて、建築面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築、改築又は増築をしようとする場合は、緑化に関する計画（緑化計画届）を作成し、届け出なければなりません。

1 建築物の緑化基準

区分	建築面積※1	緑地の面積	届出
新築の建築物※2	1,000 ㎡以上のもの	屋上の面積の 20%以上とすること。	要
改築・増築の建築物※2	改築・増築に係る部分の建築面積が 1,000 ㎡以上のもの	改築・増築に係る部分の屋上の面積の 20%以上とすること。	要

※1 建築面積が 1,000 ㎡未満の場合、建築物の緑化義務なし

※2 条例施行日（H14 年 10 月 1 日）より前に建築された建築物について、建築面積が 1,000 ㎡以上のものは、緑地面積が屋上面積の 20%以上となるように努めること。

2 建築物の敷地の緑化基準※1

区分	敷地面積※2	建築面積	緑地の面積	届出
住宅	新築、改築、増築に係る住宅の敷地※3	1,000 ㎡以上	空地面積の30%以上とすること。	要
		1,000 ㎡未満		—
建築物（住宅及び特定工場・特定工場等※4を除く。）	新築、改築、増築に係る建築物の敷地※5	1,000 ㎡以上	空地面積の50%以上とすること。	要
		1,000 ㎡未満		—

※1 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 8 年兵庫県規則第 1 号）第 42 条 2 の 2 又は第 42 条の 2 の 3 の規定に基づき、市町において、条例に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めている場合は、市町の定める緑化基準による（製造業等に係る工場等である建築物の敷地に限る。）。

※2 敷地面積が 1,000 ㎡未満の場合、建築面積にかかわらず、敷地の緑化義務なし

※3 条例施行日（H18 年 10 月 1 日）より前に建築された住宅（条例施行日以降に改築、増築のないものに限る。）の敷地について、敷地面積が 1,000 ㎡以上のものは、緑地面積を空地面積の 10%以上とすること。

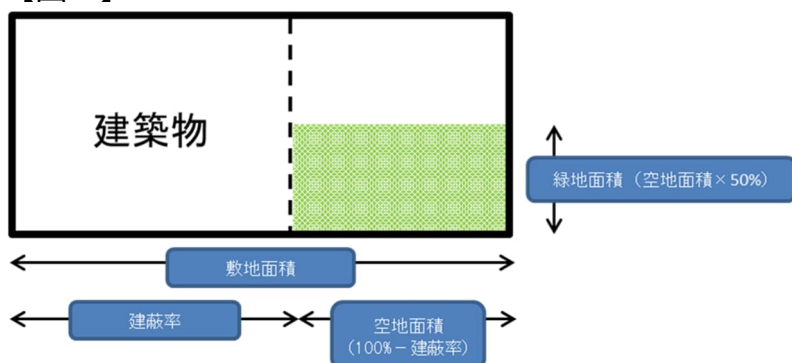
※4 工場立地法第 6 条第 1 項に規定する特定工場及び条例第 118 条第 2 項の特定工場等
特定工場・特定工場等の敷地の緑化について、詳細は次ページ

※5 条例施行日（H18 年 10 月 1 日）より前に建築された建築物（住宅及び特定工場・特定工場等を除き、条例施行日以降に改築、増築のないものに限る。）の敷地について、敷地面積が

1,000 m²以上のものは、緑地面積を空地面積の 20%以上とすること。

【義務緑化面積の計算例】 敷地面積：30,000 m²、建蔽率：60%
 $\{30,000 - 30,000 \times (60 / 100)\} \times 0.5 = 6,000 \text{ m}^2$ (図 1)

【図 1】



特定工場・特定工場等の敷地の緑化について

緑化基準及び届け出先が異なります。詳しくは以下にお問い合わせください。

①工場立地法に基づく特定工場

工場の立地先市町の市役所・町役場の工場立地担当課（各市町HP等でご確認ください）

②条例第 118 条第 2 項に基づく特定工場等

兵庫県環境部自然鳥獣共生課（電話：078-362-3318）

【解説】特定工場・特定工場等とは

以下の業種及び規模に該当するものをいいます。

●業種

1 工場立地法に基づく特定工場

製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業、熱供給業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電は除く。）に係る工場や事業場

2 条例第 118 条第 2 項に基づく特定工場等

1 の他、県又は市町と公害防止又は環境の保全に関する協定を締結している工場等

●規模

1 工場立地法に基づく特定工場

敷地面積が 9,000 m²以上又は建築面積が 3,000 m²以上の工場等

2 条例第 118 条第 2 項に基づく特定工場等

①製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業、熱供給業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電は除く。）に係る工場や事業場のうち、敷地面積が 5,000 m²以上 9,000 m²未満のもの

②上記の他、県又は市町と公害防止又は環境の保全に関する協定を締結している工場等のうち、敷地面積が 5,000 m²以上のもの

特定工場・特定工場等の緑化に係る留意点

特定工場又は特定工場等に該当し、工場立地法や条例第 118 条の規定に基づき緑地を設ける場合、条例第 118 条の 2 の規定による敷地の緑化基準は適用されませんが、建築物の緑化基準は適用されます。

加えて、建築物の建築面積が 1,000 m²以上の場合、屋上の面積の有無にかかわらず、届出の必要があります。

【解説】一敷地内に新築、改築又は増築に係る建築物が複数棟ある場合の取扱い

- 1 棟の取扱い（別棟又は同一棟の判断）
建築基準法の取扱いに準じます（例：渡り廊下でつながっている場合は1棟として取り扱う。）。
- 2 建築物の緑化義務
棟毎に判断し、その建築面積（改築又は増築の場合、当該部分の建築面積）が1,000㎡以上であれば、緑化義務を満たす必要があります。
- 3 緑化計画届出
各建築面積の合計（既設部分を除く。）で判断し、その合計面積が1,000㎡以上であれば、緑化計画の届出が必要となります。

ケース1 A棟(新築) 建築面積 900 ㎡ B棟(新築) 建築面積 900 ㎡ 敷地 建築物の緑化義務：なし 緑化計画の届出：必要	ケース2 A棟(新築) 建築面積 900 ㎡ 渡り廊下(新築 建築面積 150 ㎡) B棟(新築) 建築面積 900 ㎡ 敷地 建築物の緑化義務：あり（全体を1棟扱い） 緑化計画の届出：必要
ケース3 A棟(既設) 建築面積 900 ㎡ B棟(新築) 建築面積 900 ㎡ 敷地 建築物の緑化義務：なし 緑化計画の届出：不要	ケース4 A棟(既設) 建築面積 900 ㎡ 渡り廊下(増築 建築面積 150 ㎡) B棟(増築) 建築面積 900 ㎡ 敷地 建築物の緑化義務：あり（B棟、渡り廊下） 緑化計画の届出：必要
ケース5 A棟(既設) 建築面積 900 ㎡ A棟増築 (建築面積 200 ㎡) B棟(新築) 建築面積 900 ㎡ 敷地 建築物の緑化義務：なし 緑化計画の届出：必要	ケース6 A棟(既設) 建築面積 1,100 ㎡ B棟(新築) 建築面積 900 ㎡ 敷地 建築物の緑化義務：なし 緑化計画の届出：不要 ※ A棟は緑化努力義務

※なお、いずれの場合も敷地面積が1,000㎡以上のため、敷地の緑化義務あり

第3 緑化計画届

1 届出時期

届出書類	届出時期
建築物等緑化計画届	建築確認の申請前
建築物等緑化計画変更届	計画の内容を変更しようとするとき。 (緑地の面積の増加のみの場合は不要)
建築物等緑化計画完了届	計画に基づく植栽完了後(遅滞なく届け出ること。)

2 届出書の様式及び添付図書

各届出書の様式及び添付する書類は以下のとおりです。

(1) 建築物等緑化計画届(様式第31号の2)

様式に必要な事項を記入していただき、以下の図面等を添付して提出してください。

①位置図(案内図)	建築物敷地の位置及び方位を明示
②配置図	・建築物の配置、用途地域、建蔽率を記入 ・敷地の緑地部分を明示し、敷地面積、建築面積、空地面積及び義務緑化面積の算出根拠(計算)を併せて明示
③屋上平面図	・建築物全体の形状が分かる平面図に利用形態や寸法等を明示 ・人の出入りと利用可能な屋上部分とその面積を明示
④建物立面図	2面以上で、建築物の形状が分かるもの
⑤緑化計画図	・建築物及び敷地の緑化計画に必要な事項を明示 ・平面図等により緑地の位置、面積及び植栽内容(樹木等の種類、本数及び高さほか)を明示 ・緑化手法ごとに面積を集計した面積表を明示 ・断面図を用いて、建築物の植栽基盤の厚み、壁面緑化の長さ(高さ)を明示

※面積等の数量には、求積図や計算式による根拠を必ず明示してください。

(2) 建築物等緑化計画変更届(様式第31号の3)

建築物等緑化計画届を提出した後で、計画内容を変更しようとするときは、計画届の提出に準じて、変更届の様式に必要な事項を記入していただき、変更前の内容と変更後の内容が確認できる図面等を添付して提出してください。

なお、緑地の面積が増加するだけの軽微な変更の場合は、変更届の提出は不要です。

(3) 建築物等緑化計画完了届(様式第31号の4)

建築物等緑化計画届を提出した建築物とその敷地の緑化が完了したときは、完了届の様式に必要事項を記入していただき、以下の図面等を添付して提出してください。

なお、緑地の面積が増加するだけの軽微な変更の場合は、完了届に変更前の内容と変更後の内容が確認することができる図面等を添付して提出してください。

①配置図又は平面図	・配置図又は平面図等を用いて、緑化工事完了後の建築物及び敷地の緑地の位置を明示 ・緑地を撮影した写真の撮影方向を明示
②写真	・緑地の植栽内容等の概要が分かる写真を添付 ・太陽電池等の面積を算入した場合は、その施設の設置状況が確認することができる写真を添付

3 届出の提出先・問合せ先 (令和8年4月1日時点)

届出の提出先及び問合せ先は、以下のとおりです。

なお、神戸市の区域においては、兵庫県条例ではなく、神戸市条例が適用されますので、神戸市の担当窓口を確認してください。

建築物の所在地	提出先	問合せ先	問合せ先電話番号
神戸市	神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 ※神戸市の条例が適用		078-595-6556
尼崎市	尼崎市都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当		06-6489-6530
西宮市	西宮市土木局公園緑化部花と緑の課		0798-35-3682
芦屋市	芦屋市都市政策部都市戦略室建築住宅課		0797-38-2114
伊丹市	伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課		072-784-8065
宝塚市	宝塚市都市安全部公園河川課		0797-77-2021
川西市	川西市都市政策部建築指導課		072-740-1204
三田市	三田市都市整備部審査指導課		079-559-5119
猪名川町	猪名川町まちづくり部都市政策課	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797-83-3191
明石市	明石市都市局公園・海岸課		078-918-5039
加古川市	加古川市都市計画部建築指導課		079-427-9264
高砂市	高砂市都市創造部建築住宅課		079-443-9035
稲美町	稲美町地域整備部都市計画課	東播磨県民局加古川土木事務所 まちづくり建築課	079-421-9226
播磨町	播磨町都市基盤部都市計画課		
西脇市	西脇市まちづくり部建築住宅課	北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり建築課	0795-42-9406
三木市	三木市市民生活部環境政策課		
小野市	小野市地域振興部まちづくり課		
加東市	加東市都市整備部都市政策課		
姫路市	姫路市建設局公園部公園緑地課		079-221-2412
福崎町	福崎町まちづくり課	中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり建築第1課（福崎町・太子町） まちづくり建築第2課（相生市・たつの市・赤穂市・上郡町）	079-281-9653 079-281-9061
相生市	相生市建設農林部都市整備課		
たつの市	たつの市市民生活部環境課		
赤穂市	赤穂市建設部都市計画課		
太子町	太子町経済建設部まちづくり課		
上郡町	上郡町建設課		

Ⅲ 緑化基準の取扱い

第1 建築物の緑化

1 植栽基準

樹木、竹又は芝その他の地被植物で植栽基盤の表面が被われるようにしてください。

2 緑地の面積の算定方法

緑地の面積は、植栽基盤の面積と緑被面積（植栽基盤部分を除く。）の合計となります。

ただし、壁面緑化の場合、壁面に直接設置された植栽基盤の面積を原則とし、植物で表面を被う方法（補助資材を用いる方法）は、確実に生育が見込めると認められるもの（4 壁面緑化における緑地の面積（p.12 参照））に限ります。

【解説】建築物の緑地

- ・外から見える廊下（開放廊下等）での植栽は建築物の緑地とみなしますが、建築物内（室内）のものは対象としません。
- ・プランター等の可動式植栽升を使用する場合、容量100リットル以上のものを緑地の対象とします。
- ・同一敷地内に建築面積が1,000㎡以上の建築物Aと1,000㎡未満の建築物Bが混在して建築される場合は、義務が課される1,000㎡以上の建築物Aにおいて所要の緑地を確保することを基本とします。ただし、建築物Aにおいて緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、建築物Aの義務緑地の一部又は全てを、建築物Bに確保することも認めます（例：マンション本体の義務緑化面積を敷地内別棟の自転車置場の屋根で確保する場合など）。

3 屋上の面積の算定方法

（1）算入対象となる屋上

- ・陸屋根構造で、階段（ステップ型）やエレベーター、傾斜通路、平面フロア等から人が出入りできるもの
- ・ルーフバルコニーやルーフテラスなど個人専用の屋上
- ・屋上駐車場の場合は、車の傾斜車路部分を除いた部分
- ・高さの異なる屋上が傾斜通路や階段で連結されている場合の陸屋根部分
- ・陸屋根構造の屋上のパラペットの内側

（2）算入対象外となる屋上

- ・勾配屋根、折板屋根構造の屋上
- ・梯子で昇り降りする屋上
- ・陸屋根構造の屋上のパラペットの外側

（3）屋上の面積から控除することができる面積

- ・空調機器や機械室、ペントハウス、配管等が敷設されている箇所等、建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積（太陽電池の設置面積は控除不可）
- ・屋上部分の塔屋等の庇の下の部分（庇の水平投影面積部分）

(4) その他

太陽電池を設置する場合、第3みなし緑地の規定（p.14 参照）に基づき、設置面積の50%を緑地の面積に算入することができます。

【解説】屋上の面積

●「人の出入りが可能」とは

- ・ 出入口の扉などに鍵をかけるなど一般の人の出入りを禁止している屋上や施設管理のためだけに人の出入りを行っている屋上は、人の出入りが可能とみなします。
- ・ 廊下等の平面フロアの窓からしか出入りできない屋上は、人の出入りが不可能とみなします。

●最低基準面積

人の出入り及び利用可能な屋上であっても、屋上の面積が2㎡に満たない場合は緑地を設けなくてもよいこととします。

4 壁面緑化における緑地の面積

(1) 壁面緑化の方法

緑地の面積に算入できる壁面緑化の方法を、植栽基盤を壁面に直接設置するもの（以下「基盤造成型」という。）又は下記（2）に限定しています。

(2) 基盤造成型以外の確実に生育が見込める壁面緑化

基盤造成型以外の方法による場合、下表の補助資材、植物、土壌の量を使用する確実に生育が見込めると認められる壁面緑化についてのみ、その緑被面積を緑地の面積に算入することができます。この場合、緑化計画届等に必要な書類を添付してください。

補助資材	金網・ヤシ繊維マット併用 ※長期の使用を考慮し、強度と耐久性がある素材を選定すること。			
植物	ヘデラカナリエンス、ヘデラヘリックス、ヘデラカナリエンスバリエガータ、キヅタ、オオイタビ、ツルマサキ、ビグノニア（ツリガネカズラ）、テイカカズラ、カロライナジャスミン、ハゴロモジャスミン、ムベ、ビナンカズラ（サネカズラ）、クレマチスアーマンディー、ツキヌキニンドウ、トケイソウ、ナツヅタ、ノウゼンカズラ又はクレマチス類			
土壌の量 (壁面緑化の長さ1m当たり)	壁面緑化の高さ	客土量	改良幅	改良深さ
	2m以下	90 リットル以上	0.3m以上	0.3m以上
	4m以下	160 リットル以上	0.4m以上	0.4m以上
緑化計画届等に添付する図書	・ 植物の種類 ・ 補助資材の仕様 ・ 土壌の量 ・ 灌水設備の位置 ・ 維持管理の方法 ・ 同様の壁面緑化における生育実績 以上が分かる書面			

第2 建築物の敷地の緑化

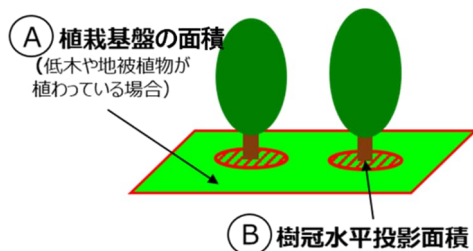
1 植栽基準

次のいずれかの要件に該当する植栽を行ってください。

- (1) 10 m²当たり高木が1本以上あること。
- (2) 20 m²当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。
- (3) 低木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われていること。

2 緑地の面積の算定方法

- (1) 植栽基盤の面積(A)と高木の樹冠水平投影面積(B)の合計が緑地の面積となります。
- (2) 植栽基盤が高木のみの生育に供される土地の場合は、(A)又は(B)のいずれか大きい面積のみ、緑地の面積となります。
- (3) 樹冠の水平投影面が他の樹冠の水平投影面と重複する部分がある場合は、重複部分に相当する面積を控除してください。
- (4) 樹冠の水平投影面が敷地内に収まらない場合、敷地外の面積は控除してください。



3 植栽基盤の面積 (A)

建築物の敷地における植栽基盤は、10m²を超える区画されたもの又はこれと同等と認められるものに限り、10m²を超える区画されたものと同等と認められるものとは、土地の利用上、一つの緑地帯として扱われているものです。

なお、縁石等は植栽基盤の面積に算入できません。

4 高木の樹冠水平投影面積 (B)

高木の樹冠水平投影面積は、下表のとおり植栽時の樹高に応じた樹冠面積とします。

植栽時の樹高	成木時の樹冠面積	成木時の樹冠半径
1 m以上～2.5m未満	3.8 m ²	(1.1m)
2.5m以上～4 m未満	8.0 m ²	(1.6m)
4 m以上	13.8 m ²	(2.1m)

5 駐車区画の緑化

駐車区画（駐車用スペース。車路等を含まない。）の面積の50%以上を芝生等の地被植物で被う緑化工法により整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなします。

第3 みなし緑地（緑地とみなして緑地の面積に算入することができる面積）

1 太陽電池を設置した場合

設置面積（水平投影面積）の50%を緑地の面積として算入することができます。
ただし、建築物の敷地の緑化の場合、上限（下記5参照）があります。

2 ZEB 水準の建築物、ZEH 水準の建築物の場合

以下の計算式によって得た面積を緑地の面積とみなすことができます。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの一次エネルギー削減量 (MJ/m}^2 \text{ 年)} \times \text{延べ面積 (m}^2 \text{)} \div 1,728 \times 1/2$$

ただし、建築物の敷地の緑化の場合、上限（下記5参照）があります。

【解説】1 m²あたりの一次エネルギー削減量

- ・BELS 評価書など、1 m²あたりの一次エネルギー削減量が確認できる書類を提出ください。
- ・BELS 評価書では、単位面積当たりの一次エネルギー消費量（設計値、基準値）が記載されているので、[基準値－設計値＝1 m²あたりの一次エネルギー削減量]としてください。

3 木造建築物の場合

以下の計算式によって得た面積を緑地の面積とみなすことができます。

$$\text{建築物の延べ面積 (m}^2 \text{)} \times 0.07 \times 1/2$$

ただし、建築物の敷地の緑化の場合、上限（下記5参照）があります。

4 二酸化炭素の排出の抑制に資する設備の場合（建築物の敷地の緑化のみ算入可）

届出者からの提案を受け、二酸化炭素排出削減量等に応じて義務緑化面積の一部を緩和することができます。ただし、届出前の個別協議を経て知事が適当と認めるものに限りです。

個別協議の窓口は、兵庫県まちづくり部都市政策課です。設置する設備によって抑制する二酸化炭素の排出量等を太陽電池設置相当面積に換算した面積などは、届出者から提示するものとします。緩和する義務緑化面積だけでなく、緑化計画全体についても協議が必要です。

ただし、上限（下記5参照）があります。

5 みなし緑地の上限（建築物の敷地の緑化の場合）

みなし緑地（1～4の合計）は、義務緑化面積の1/2を上限とします。残りの1/2は、緑地を確保してください。

第4 緑化が困難な特段の理由がある場合の取扱い

1 建築物及びその敷地の緑化の面積の振替

(1) 振替ができる場合

緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、建築物と敷地の緑地の面積を相互に振り替えることができます。

【解説】緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合の例

●建築物

法令上又は構造上緑化することが困難な場合 など

例：ヘリポートや校園庭が設置されている場合、機械設備が点在して設置されており連続した緑化面積の確保が困難な場合、屋上の荷重条件上、緑化が困難な場合 など

●建築物の敷地

消防用活動空地などを確保するため、義務緑化面積の確保が困難な場合 など

上記の他にも振替が認められる場合もありますので、問合せ窓口にご相談ください。

(2) 振替の留意点

①振り替えた緑地の面積は、振替元の緑化面積に計上することはできません。

【例：建築物の緑化が困難なため、その敷地の緑化を振り替える場合】

敷地の緑化をもって代える面積は、敷地において必要とされる緑地の面積には含まない。

②振り替えることができる緑地の面積は、義務緑化面積のおおむね 1/2 までとします。ただし、困難である合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

2 特定の用途に供する建築物の敷地における緑化基準の特例

以下に掲げる建築物の敷地における緑化について、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって敷地の緑化に代えてもなお緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、以下の方法により面積を算定することができます。

(1) 学校等の敷地における特例

学校、社会福祉施設及び社会教育施設の敷地において、義務緑化面積を算定する際に用いる敷地面積から屋外の運動場、園庭その他の運動施設の面積を控除できます。

この場合の義務緑化面積は、「敷地面積から運動場等の面積を除いた面積の空地面積の 50%」と「運動場等の面積の 5%」の合計となります。

【解説】屋外の運動施設

- ・その他の運動施設には、屋外のテニスコート、バレーコート、屋外プールなどを含みます。
- ・屋外プールの場合、敷地面積から除くことができる面積は、プール、プールサイド、シャワー室、更衣室等を含めたプール施設の面積です。

【義務緑化面積の計算例】 敷地面積：30,000 m²（うち運動場の面積：12,000 m²）、建蔽率：60%

●通常の計算方法

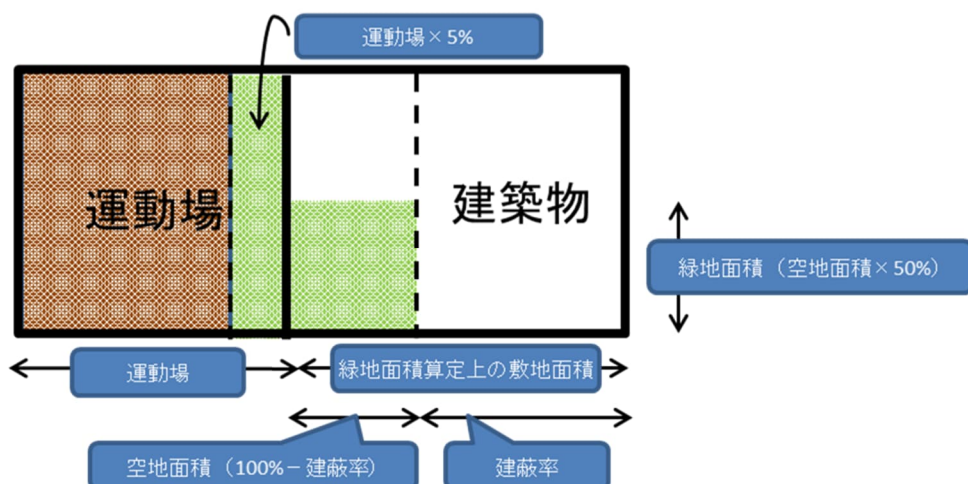
$$\{30,000 - 30,000 \times (60 / 100)\} \times 0.5 = 6,000 \text{ m}^2$$

●敷地面積から運動場の面積を除いて計算する方法（特例）（図2）

「敷地面積から運動場の面積を除いた面積の空地面積の 50%」 + 「運動場の面積の 5%」

$$\{(30,000 - 12,000) - (30,000 - 12,000) \times (60 / 100)\} \times 0.5 + 12,000 \times 0.05 = 4,200 \text{ m}^2$$

【図 2】



(2) 大型自動車により輸送を行う貨物の積み卸し等を行う施設の敷地における特例

道路交通法第3条に規定する大型自動車により輸送を行う貨物の積み卸し、荷さばき又は保管を行う施設の敷地において、義務緑化面積を算定する際に用いる敷地面積から、貨物の積み卸し、荷さばき及び保管を行う屋外の部分、当該部分までの屋外通路並びに大型自動車の屋外駐車場の面積を控除することができます。

【解説】 道路交通法第3条に規定する大型自動車

車両総重量が 11 トン以上のもの、最大積載量が 6.5 トン以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものとしてされています。

【義務緑化面積の計算例】 敷地面積：30,000 m²（うち駐車場等の面積：12,000 m²）、建蔽率：60%

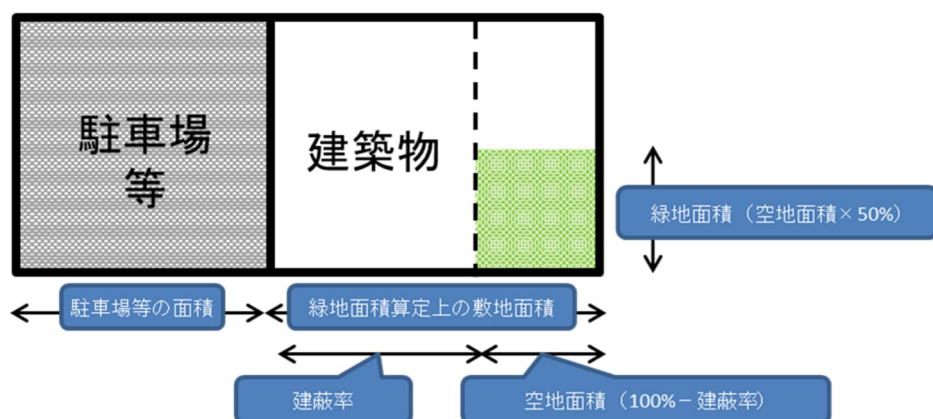
●通常の計算方法

$$\{30,000 - 30,000 \times (60 / 100)\} \times 0.5 = \underline{6,000 \text{ m}^2}$$

●敷地面積から駐車場等の面積を除いて計算する方法（特例）（図3）

$$\{(30,000 \text{ m}^2 - 12,000 \text{ m}^2) - (30,000 \text{ m}^2 - 12,000 \text{ m}^2) \times (60 / 100)\} \times 0.5 = \underline{3,600 \text{ m}^2}$$

【図 3】



IV おわりに

緑地の維持管理

条例では、建築物の新築等を行う者に緑化義務を規定していますが、当該義務者が建築物に緑地を設けるだけでなく、恒久的に適切な維持管理を行うことが規定の趣旨です。

対象となった建築物が存在する限り、適切に維持管理を行ってください。

また、1、2年草等の草花を植栽する場合や菜園として利用する場合には、年間を通じた適正な維持管理・計画的な活用に努めてください。

生物多様性への配慮

緑化の計画に当たっては、緑化を行う地域の条件を踏まえて植物を選んでください。

また、「生態系被害防止外来種リスト」（環境省）や、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」（兵庫県）を参考にし、生態系への影響が大きい外来生物の使用は控えてください。

本マニュアルに関する問合せ先

兵庫県 まちづくり部 都市政策課 緑化政策班

電 話：078-362-3563

F A X：078-362-9487

E メール：toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

※ 緑化基準の運用など、届出に関する個別具体の問合せは、
P.9 の問合せ窓口にお問い合わせください。